

計画の内容

計画の内容

めざす姿 1 男女平等意識を確立し、あらゆる分野で男女が参画できる社会

重点課題 1 男女平等と男女共同参画の意識づくり

[現状と課題]

これまで「人がひととして尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現」に向けて、さまざまな制度や環境の整備がすすめられてきました。性別による固定的な役割分担意識は、時代とともに変わりつつありますが、いまだ根深く残っています。

男女共同参画社会実現に向けた取組の推進に当たっては、幼児期から性別にかかわらず互いを尊重することの大切さを伝えることが重要です。また、市民にもっとも身近な基礎自治体である市町村が率先して男女共同参画を推進する必要があります。

共働き世帯が増加する中、性別で役割を固定的に考えるのではなく、仕事や家事、育児など、これまで以上にさまざまな分野で、男性と女性が協力し合うことが必要になっています。

[めざす方向]

女性も男性も、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、継続的な意識啓発や教育を通して、固定的性別役割分担意識を見直し、「男女平等と男女共同参画の意識づくり」を推進します。

施策（１）

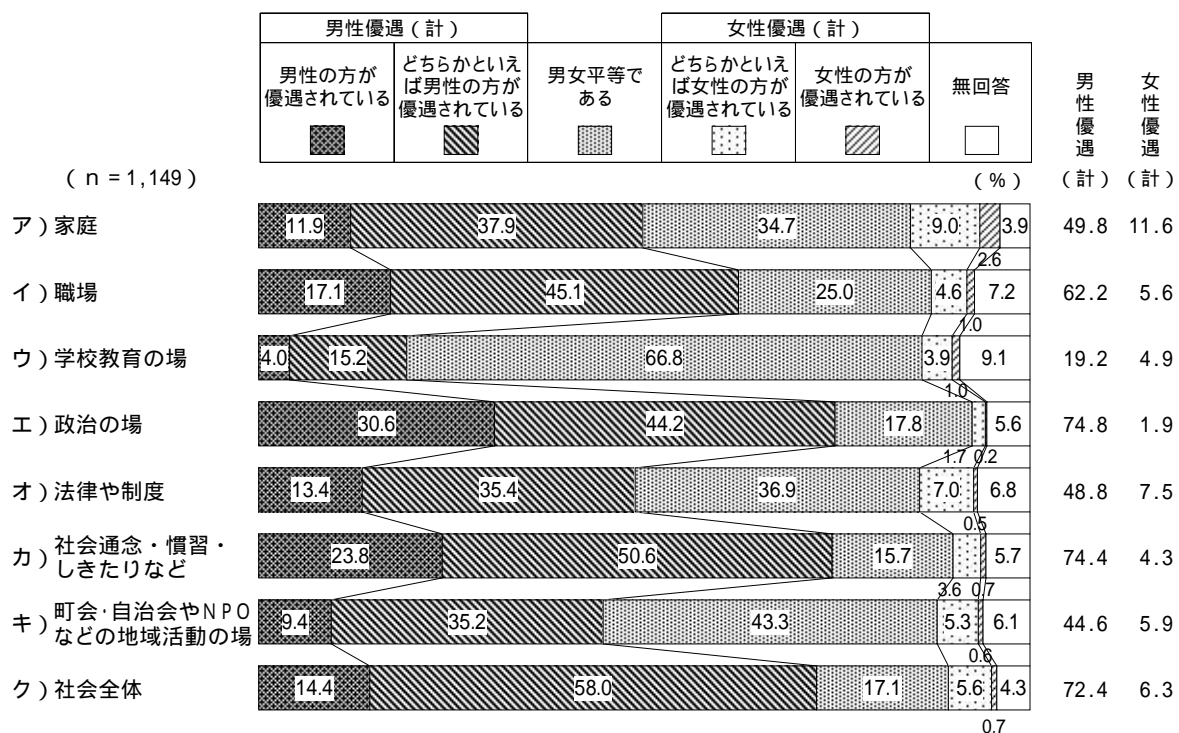
学校教育等における男女平等意識の向上と男女共同参画の推進

市ではこれまで、意識や価値観を形成する上で大切な幼児期や義務教育の時期の子どもたちに、人権の尊重と一人ひとりの個性を尊重する教育を推進してきました。

平成 29 年度市民意識・実態調査によると、学校教育の場における男女の地位について、66.8%の人が「平等」と感じており「家庭」、「職場」、「政治の場」など他の分野に比べ「男女平等である」と感じる人の割合が高くなっています。しかし、いまだ性別による固定的な役割分担意識が根強く残っているため、今後もさらに男女平等の視点に立った教育を推進していくことが必要です。

未来を担う子どもたちが、性別による固定的な役割分担意識による男性像、女性像にとらわれることなく、自らの資質や個性に応じて多様な生き方を選ぶためには、幼児期から、また学校教育の場において男女平等教育を推進し、男女共同参画についての理解を深めることが重要です。男女平等教育を充実するため、教育現場において教職員が男女共同参画の理解を深めることができるよう教職員を対象とした研修等を実施し、男女平等の視点に立った教育の推進を図っていきます。

男女平等意識



資料：平成 29 年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）

本計画で引用している「平成 29 年度市民意識・実態調査」の結果のうち、「計画の内容」に掲載しているもの以外については、「資料」に掲載しています。

取組内容

施策の方向 幼児期からの男女平等教育の推進

No.	取組名	概要	所管
1	幼稚園、保育所、児童館、学童保育所等職員の男女共同参画についての意識づくり	<p>幼児期からの男女平等教育をすすめるため、幼稚園、保育所、児童館、学童保育所等職員の男女共同参画に関する理解を深めるための意識啓発をさまざまな方法で行います。</p> <p>男女共同参画への理解を深めるための研修や男女共同参画の視点に立った保育所自己評価の実施 指定管理者への研修等の実施</p>	<p>保 育 幼 稚 園 課 児 童 青 少 年 課</p>

施策の方向 学校教育における男女平等教育の推進

No.	取組名	概要	所管
2	教職員の男女共同参画についての意識づくり	<p>男女共同参画への理解を深めるための、教職員を対象とした研修等を実施します。</p> <p>男女平等教育をすすめるための教職員研修等の実施</p>	指 導 課
3	男女共同参画の視点に立った学校教育の実施	<p>教育活動のあらゆる場面で、男女共同参画の視点に立った指導を行います。</p> <p>男女平等教育の総合的、系統的な推進 ○男女平等を知識として身につけるだけでなく、知識に基づき行動できる児童・生徒の育成 男女共同参画の視点に立った進路指導の充実</p>	指 導 課

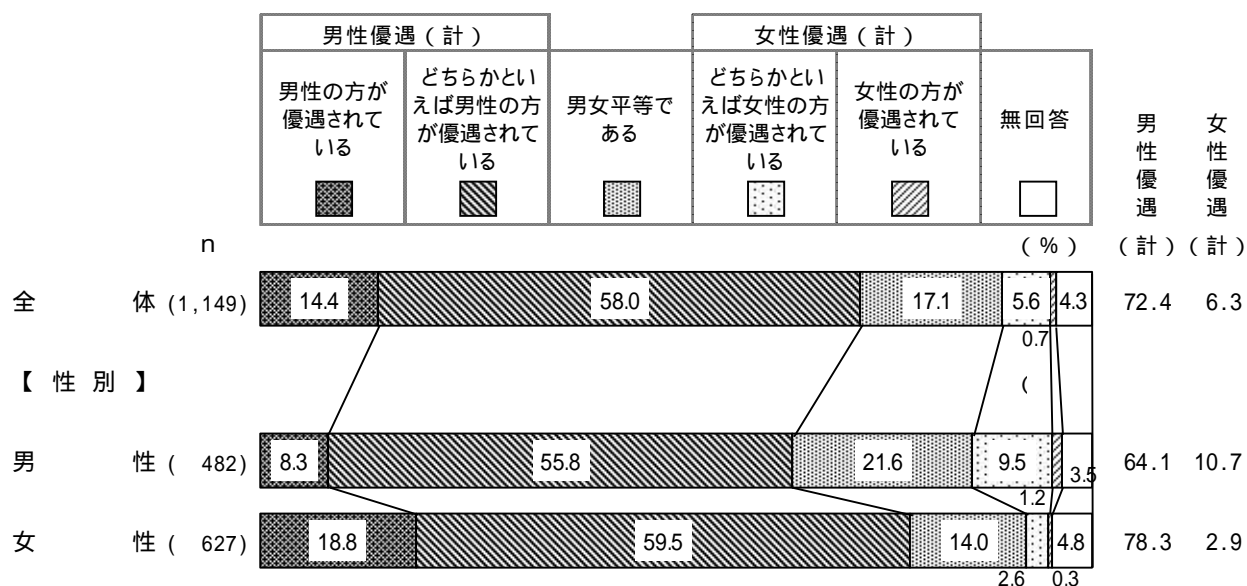
施策（２）

市民や行政における男女平等意識の向上と男女共同参画の推進

平成 29 年度市民意識・実態調査で、男女の地位の平等意識についての回答を見ると、社会全体で「男性が優遇されている」と思っている人が、72.4%に達しています。性別では女性が男性よりも 14.2 ポイント高く、特に女性は「男性優遇感」が強いことがうかがえます。また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に「賛成」の人が 42.6%、「反対」の人が 55.1%となっています。平成 24（2012）年度に八王子市が実施した「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」（以下「平成 24 年度市民意識・実態調査」という。）と比べると「賛成」が 7.3 ポイント減少し、「反対」が 7.5 ポイント増加して、今回、初めて男女共に「反対」が 50%を超えました。特に、男性の反対は 40.7%から 51.4%と 10.7 ポイント増加しています。しかし、いまだに「賛成」とする人は約 40%あり、社会のしくみに深く入り込んでいることがうかがえます。これらを改善するために、継続的な意識啓発と情報提供を通して、市民の男女平等意識を醸成し男女共同参画の推進を図ります。

また、市職員に対する研修や情報提供を充実し、男女共同参画の視点に立って、業務に取り組むことを推進します。

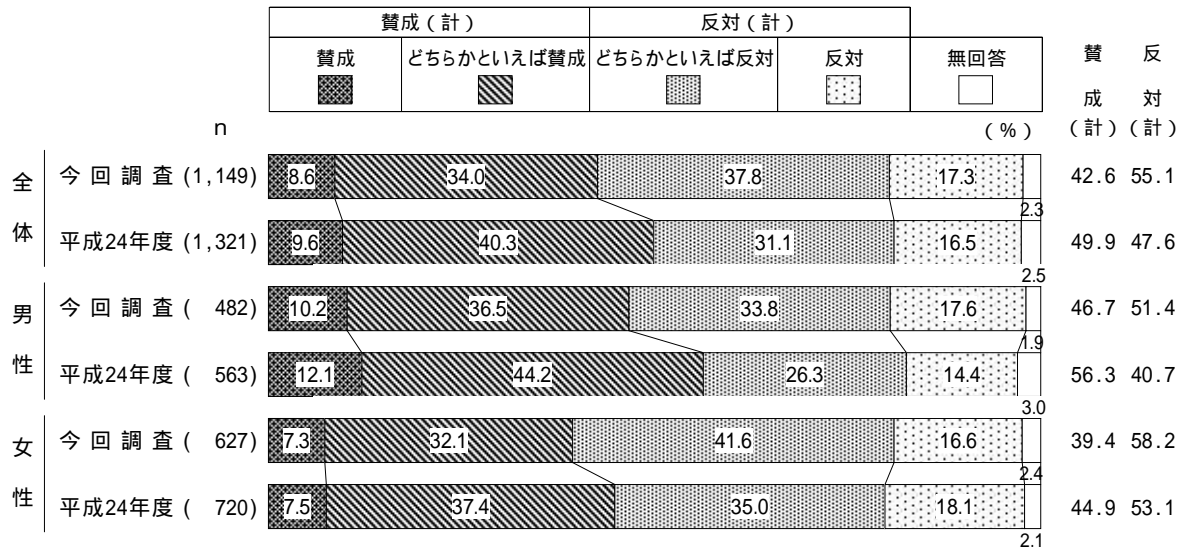
社会全体における男女の地位の平等意識（全体・性別）



資料：平成 29 年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）

性別役割分担意識（全体・性別・経年）

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方



資料：平成29年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）

取組内容

施策の方向 男女共同参画推進のための意識啓発

No.	取組名	概要	所管
4	男女共同参画の視点に立った講座等の実施	<p>固定的性別役割分担意識の見直し等、男女共同参画に関する理解を深めるための講座等を実施します。</p> <p>男女共同参画に関する講座等の実施 生涯学習関連所管による男女共同参画の視点に立った講座等の実施 自主活動グループの育成 託児サービスの実施</p>	<p>学園都市文化課 男女共同参画課 学習支援課</p>

施策の方向 男女共同参画推進のための情報提供

No.	取組名	概要	所管
5	男女共同参画に関する情報の収集と提供	<p>固定的性別役割分担意識の見直し等、男女共同参画に関する理解を深めるための情報の収集と提供を行います。</p> <p>広報、ホームページ、情報紙「ぱれっと」等による情報提供 資料情報コーナーによる情報提供 図書館における男女共同参画に関する蔵書の充実と情報提供</p>	<p>男女共同参画課 図書館</p>

施策の方向 行政における男女共同参画の推進

No.	取組名	概要	所管
6	職員研修の充実	<p>職員を対象とした、男女共同参画に関する理解や認識を深めるための研修を実施し、男女共同参画意識の向上を図ります。</p>	<p>男女共同参画課 職員課</p>
7	職員に向けた情報提供の充実	<p>行政情報ネットワークや職員研修(eラーニング等)を通して、男女共同参画に関する情報提供を行います。</p>	<p>男女共同参画課</p>
8	性別によらない職務分担等の推進	<p>職員が性別にかかわらず、能力を発揮できる職場づくりを推進します。</p> <p>性別による区別のない職場環境づくり 男女共同参画の視点に立った印刷物・出版物の作成</p>	<p>全課</p>

[現状と課題]

男女共同参画をすすめるためには、意識の変革とともにあらゆる分野において、男女が対等な立場で参画することが重要です。しかし、さまざまな分野で活躍する女性が増加しているものの、その分野には偏りが見られ、特に、政治分野や方針・意思決定の場への参画は十分とは言えない状況です。このような中、平成 27 (2015) 年に「女性活躍推進法」が施行され、働く場面で活躍したいという希望をもつすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる環境の整備が求められています。それに加え、職業生活にとどまらず、「職場・家庭・地域などあらゆる場」においての女性の活躍が必要とされています。

また、過去の災害においては、救援物資の配分や避難所運営等で、男女共同参画の視点が不十分であることから、男女のニーズの違いに応じた対応ができないという多くの問題が発生しています。このような問題を改善していくためには、防災や復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れていくことが重要です。

[めざす方向]

男女共同参画に関する意識啓発や情報提供を通して、あらゆる分野での男女共同参画を推進します。また、市民にもっとも身近な基礎自治体である市において政策・方針決定過程への女性の参画を積極的に働きかけ、男女共同参画の視点に立った行政運営を推進します。

施策（3）

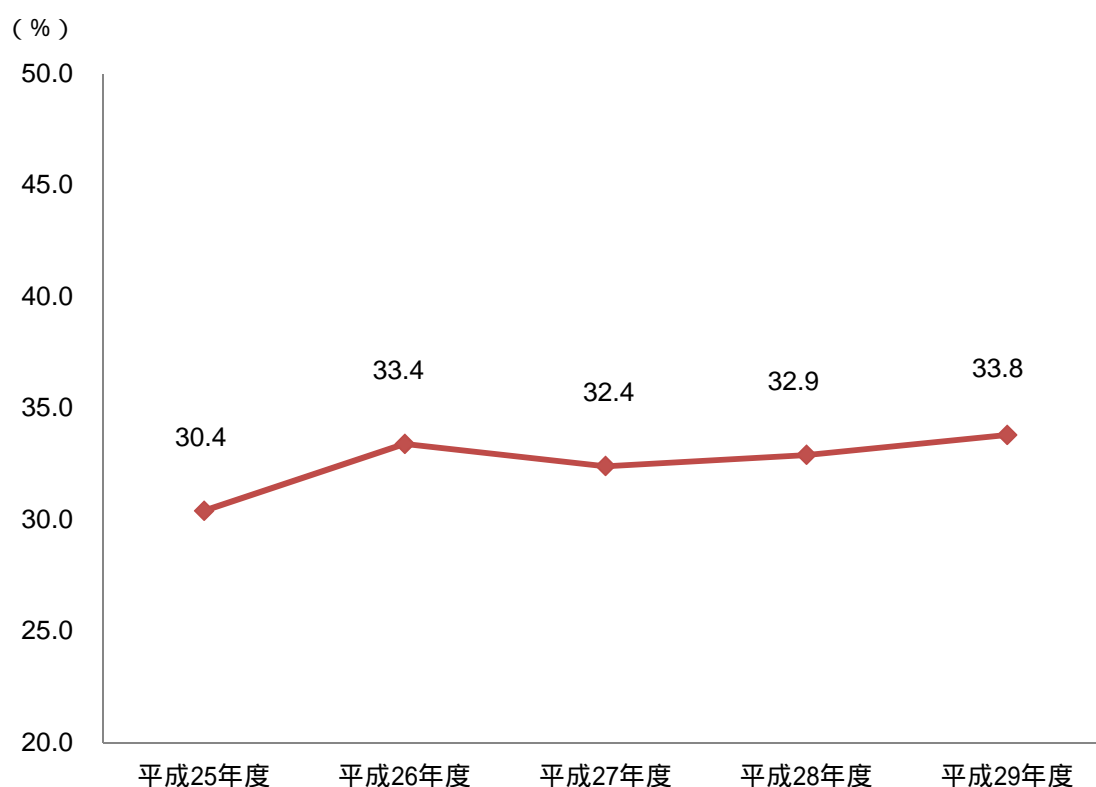
政策・方針決定過程への女性の参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、意識の変革とともに政策・方針決定過程に男女が対等に参画することが必須条件です。

市では、女性が幅広い分野で能力を発揮し活躍することをめざして、意識改革の取組を進めています。附属機関等への女性の参画率を平成 35（2023）年度末に 50%とする目標を掲げその達成に努めてきました。しかし、平成 29（2017）年度末現在、附属機関等における女性の割合は 33.8%、また、女性のいない附属機関等もあるなど、目標値には程遠い状況で、さらなる努力が必要です。

今後も引き続き、政策・方針決定過程に女性の参画を図るための意識啓発や地域等への働きかけの強化、また人材育成に取り組みます。

八王子市の附属機関等への女性の参画状況推移



資料：八王子市男女共同参画課調べ
(各年度末現在)

取組内容

施策の方向 市の附属機関等への女性の参画の推進

No.	取組名	概要	所管
9	附属機関等への女性の登用推進	附属機関等の委員等の改選や新たな附属機関等の設置において、女性の登用を積極的にすすめます。	全 課
		<p>附属機関等の改選及び設置時期を把握し、女性委員等の登用を推進するための働きかけを強化します。また、附属機関等の委員等の無作為抽出方式による市民委員等公募制度の活用を各所管に働きかけ、附属機関等における女性の登用率の向上を図ります。</p> <p>附属機関・懇談会等の委員・参加者の公募において、無作為抽出した市民に案内文を送付し、同意の返信があった市民を「市民委員候補者名簿」に登録して附属機関・懇談会等の委員・参加者の改選時等に就任を依頼するもの</p>	男女共同参画課 広聴課

施策の方向 政策・方針決定過程への女性の参画の推進に向けた啓発と情報提供

No.	取組名	概要	所管
10	市民に対する女性の参画の推進のための意識啓発と情報提供	<p>政策・方針決定過程への女性の参画の必要性を市民に向け発信します。</p> <p>情報紙、ホームページ等による意識啓発と情報提供 民間団体や地域への働きかけ</p>	男女共同参画課

施策の方向 行政における女性の参画の推進

No.	取組名	概要	所管
11	女性管理職登用促進のための意識啓発と人材育成	<p>女性のキャリア形成につながる人材の育成を行います。</p> <p>女性職員のためのキャリアデザイン研修等の実施 職員を対象とした研修等の実施</p>	男女共同参画課 職員課

施策（４）

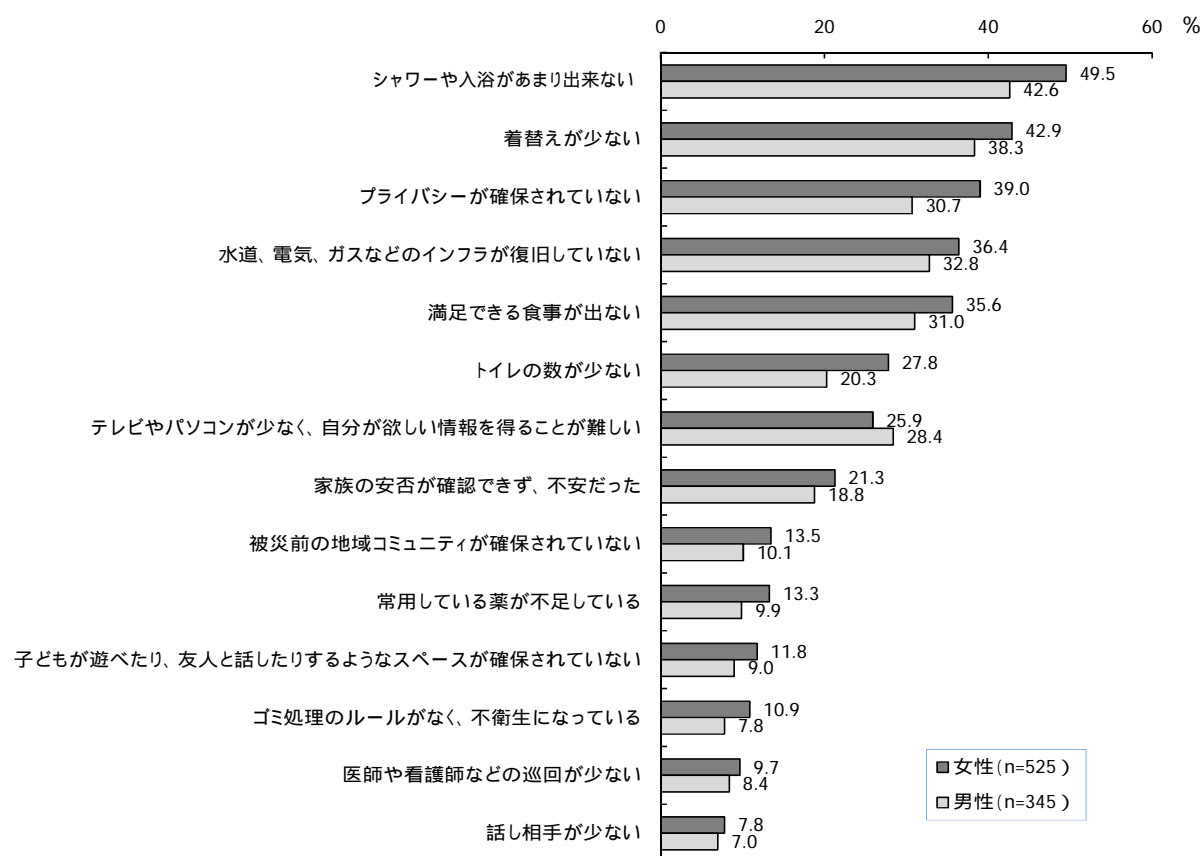
防災分野における男女共同参画の推進

国では平成 17（2005）年に、防災基本計画に男女共同参画の視点を初めて盛り込むとともに、男女共同参画基本計画（第 2 次）において、新たな取組を必要とする分野の一つとして防災を位置付けました。また、平成 27（2015）年に閣議決定された第 4 次男女共同参画基本計画では、「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」を重点分野の一つとしています。

地震や豪雨による災害時に、避難所等の生活において「授乳室がほしい」、「男女別トイレや更衣室を用意してほしい」、「女性に必要な物資を支給してほしい」などの要望がありました。これらから、平時における災害対策の検討において、意思決定の場に女性が参画すること、また、避難所運営等においても女性が参画し、男女共同参画の視点での配慮を行うことの重要性が認識されました。

本市においても、女性が主体的に災害対策に取り組むための意識啓発を行うとともに、男女共同参画の視点に立った避難所運営マニュアルに基づいた取組を実施し、女性や災害時要援護者に配慮した防災対策を推進します。

災害時の避難所での生活について困っていること（性別、複数回答）



資料：津波避難等に関する調査（平成 23 年 / 内閣府・消防庁・気象庁共同調査）を基に
内閣府男女共同参画局による男女別集計

取組内容

施策の方向 男女共同参画の視点に立った災害対策の推進

No.	取組名	概要	所管
12	災害対策に関する男女共同参画の意識啓発	市の防災に関する講座等において、男女共同参画の視点に立った災害対策の必要性についての意識啓発をすすめます。 はちおうじ出前講座等の実施 チラシ・パンフレットの作成・配布	男女共同参画課 防 災 課
13	男女共同参画の視点に立った避難所運営マニュアルに基づいた訓練等の実施及び備蓄の充実	性別の違いに配慮した避難所運営マニュアルに基づいた訓練等の実施や災害用備蓄物資を充実します。 避難所開設・運営に関する防災対策等の実施 女性等の視点に配慮した災害用物資の備蓄	防 災 課 避難所担当部 市民活動推進部 学 校 教 育 部 生涯学習スポーツ部 図 書 館 部

[現状と課題]

ドメスティック・バイオレンス¹（以下「DV」という。）は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DV等の暴力は、女性が被害者となることが多く、この背景には性別による固定的な役割分担意識が根強く残り、その意識が社会のしくみに深く入り込んでいることや、配偶者等からの暴力を容認しがちな社会風土などがあると考えられます。法の整備により、DVについての認知は一定程度すすみましたが、配偶者等からの暴力は、依然として大きな問題です。また、被害が深刻化するケースや男性の被害も増えています。さらに、近年、高校生や大学生などにおけるデートDV²が問題となっています。若年層への情報提供と意識啓発によるデートDVの防止、暴力の根絶に向けた一層の意識啓発、関係機関の連携による被害者保護と支援の強化が求められています。

[めざす方向]

配偶者等からのあらゆる暴力をなくすため、社会全体で暴力を許さない意識を高め、DV、デートDVを防止するための意識啓発を積極的にすすめます。また、暴力被害が潜在化しないよう相談体制を充実させます。さらに、被害者の安全確保、自立に向けた支援のため、関係機関の連携を強化します。

1 ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者、元配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のことを言います。暴力は、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的に有害な影響を及ぼす言動も含まれます。これらの暴力の多くは家庭内で起こるため、他の人に見つかりにくく、長期にわたり繰り返されることで、被害者に恐怖や不安を与えるため、深刻なダメージを受ける場合があります。

2 デートDV

恋人同士など結婚していない男女間で起こる暴力のことを言います。身体的暴力だけでなく、貸したお金を返さないなどの経済的暴力、セックスを強要する・避妊に協力しないなどの性的暴力、携帯電話や手紙を勝手に見る、大声で怒鳴る、友人関係を制限するなどの精神的暴力等の行為が学生など若年層においても起きています。これらの暴力は将来、深刻な夫婦間のDVにつながる可能性もあり対策が必要となっています。

施策（５）

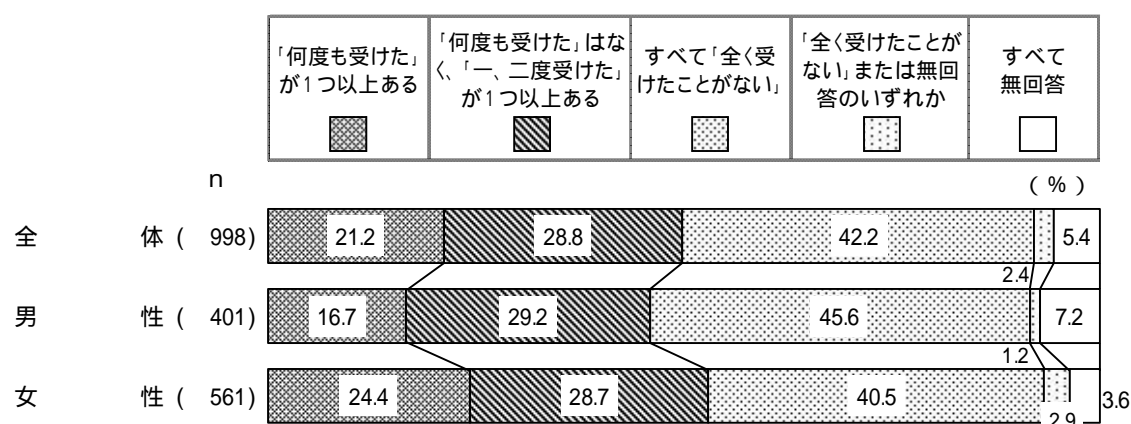
配偶者等からの暴力を許さない意識づくり

配偶者等からの暴力は、決して家庭内や個人的な問題にとどまるものではなく、男性優位の意識、女性が置かれてきた歴史的な状況や社会における性別による固定的な役割分担意識に根差した構造的な問題であり、社会全体で解決すべき課題です。そのため、暴力が起こる背景やDV防止法などについての周知・啓発をすすめ、いかなる理由であれ、決して暴力は許されないという認識を社会全体に浸透させることが重要です。また、社会的な問題となっているデートDVを防止するための意識啓発や情報提供も必要です。

しかし、平成 29 年度市民意識・実態調査によると、配偶者等からの暴力被害を「何度も受けた」という人の割合は 21.2%に達しています。また、暴力の被害者のうち、「相談しなかった(できなかった)」人の割合が 57.7%と半数を超え、さらにその理由として「相談するほどの事ではないと思ったから」が 72.6%と極めて高く、「自分にも悪いところがあると思ったから」が 20.5%、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」が 17.0%などとなっています。この結果から、被害が潜在化しやすい状況がみられます。

DVやデートDVを防止するための意識啓発や相談窓口の周知をさらにすすめ、引き続き、社会全体で暴力を許さない意識づくりを推進します。

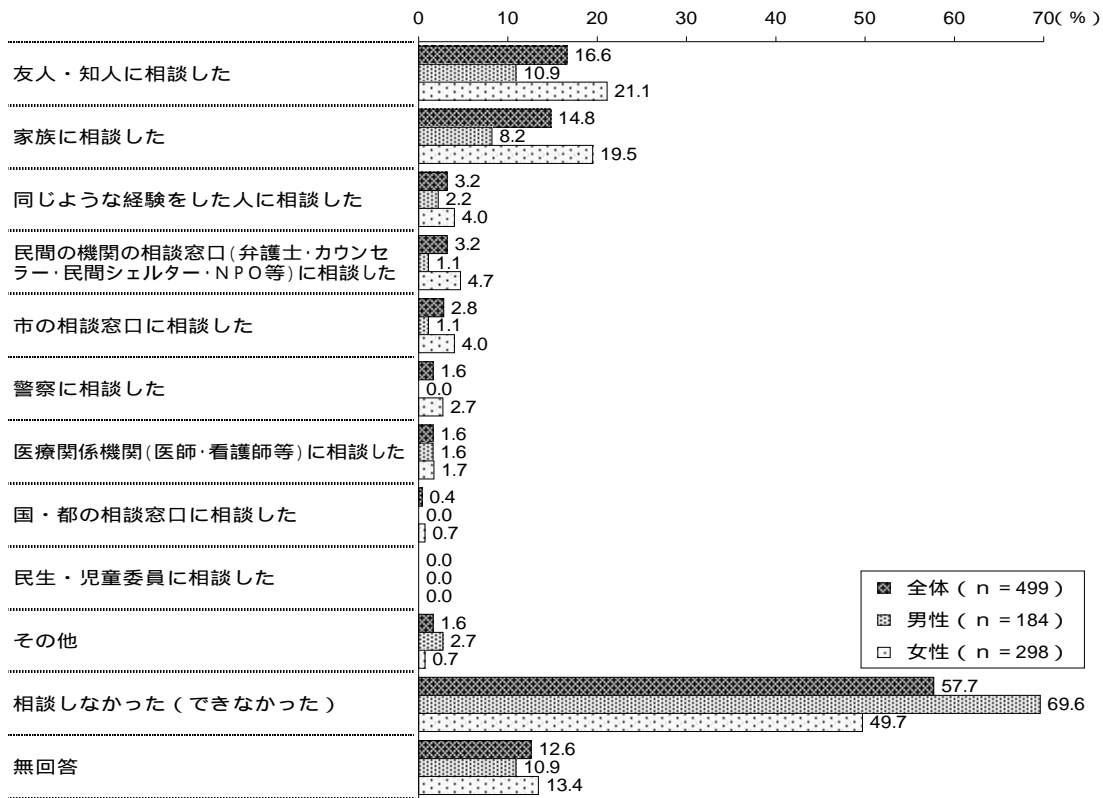
配偶者等からの暴力の被害経験（全体・性別）



資料：平成 29 年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）

配偶者等からの暴力について、「何を言っても長期間無視する」、「殴る・蹴る・髪を引っ張る・物を投げつける等の行為をする」など複数の質問を設定し、それぞれの質問に対して、「何度も受けた」、「一、二度受けた」、「全く受けたことがない」の選択肢を設けました。

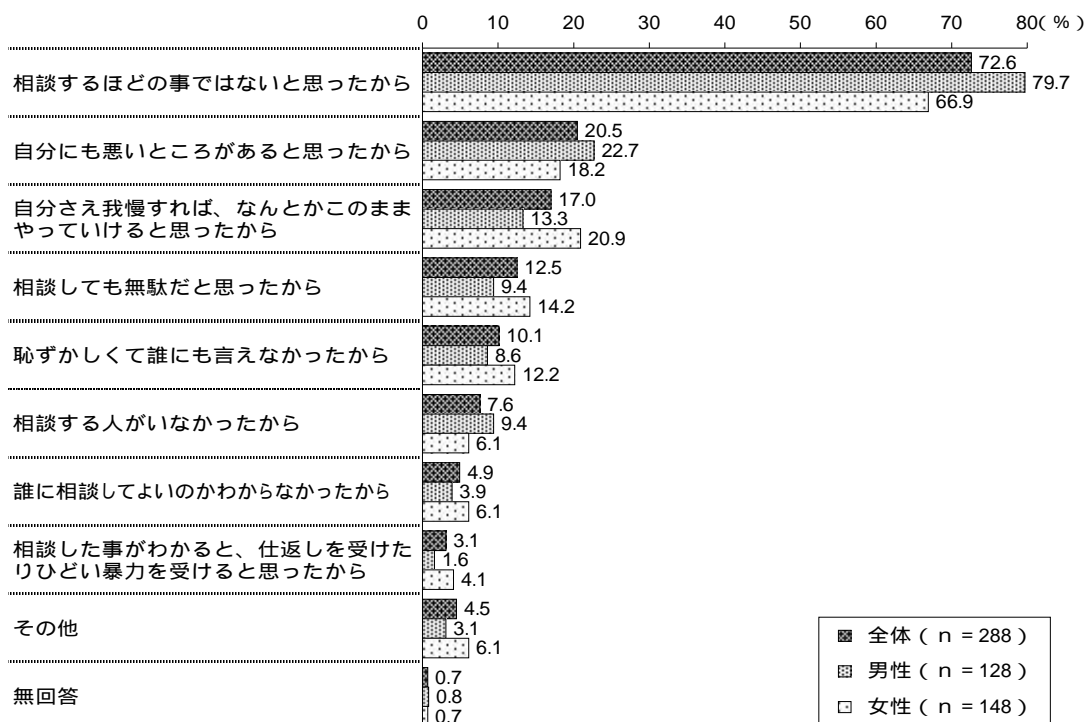
配偶者等からの暴力の被害者のうち相談経験の有無（全体・性別、複数回答）



資料：平成 29 年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）

配偶者等からの暴力について、「何を言っても長期間無視する」、「殴る・蹴る・髪を引っ張る・物を投げつける等の行為をする」など複数の質問を設定し、「相手から受けたことがある」について、一つでも「何度も受けた」または「一、二度受けた」と回答した人を対象としています。

配偶者等からの暴力の被害者のうち「相談しなかった(できなかった)」理由 (全体・性別、複数回答)



資料：平成 29 年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）

取組内容

施策の方向 配偶者等からの暴力防止のための啓発と情報提供

No.	取組名	概要	所管
14	D Vを防止するための意識啓発と情報提供の充実	D Vについての認識を深め、防止するための啓発をさまざまな方法で積極的に行います。 ○情報紙、ホームページ等による意識啓発と情報提供 ○講演会、研修等の実施	男女共同参画課
15	デートD Vを防止するための意識啓発と情報提供の充実	デートD Vについての認識を深め、防止するための啓発をさまざまな方法で積極的に行います。 ○情報紙、ホームページ等による意識啓発と情報提供 ○教育現場等に出向いての講座等の実施	学園都市文化課 男女共同参画課
16	関係所管職員の理解を深めるための研修等の実施	被害者の支援にかかわる職員の理解を深め、二次加害を防止するための研修等を実施します。	男女共同参画課

施策（6）

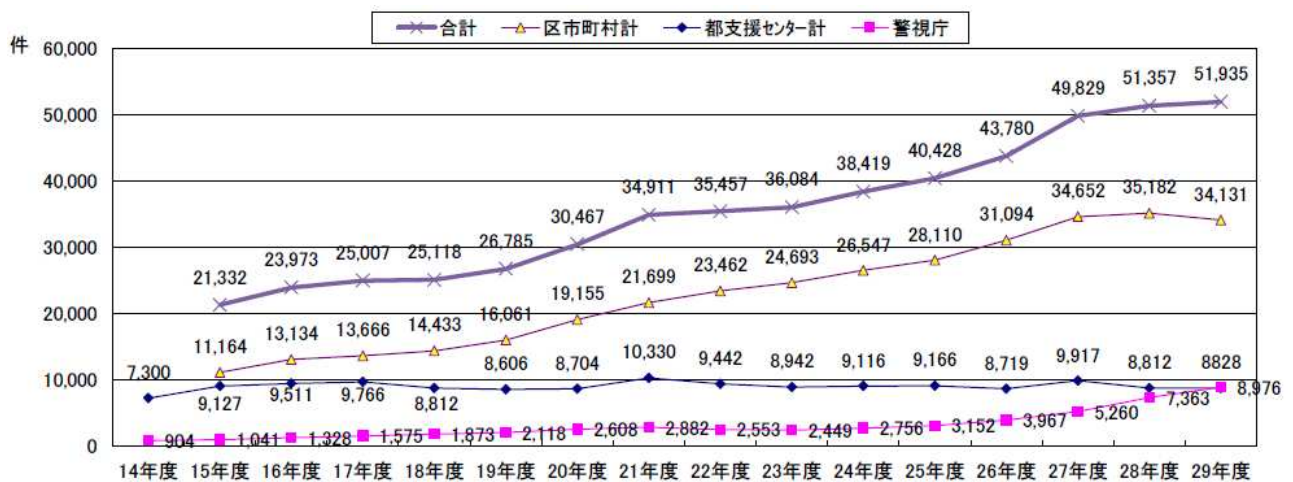
相談体制の強化と被害者保護・自立支援の充実

配偶者等からの暴力は多様かつ複雑であり、外部から発見しづらく潜在化しやすいという特徴があります。暴力被害の潜在化、深刻化を防ぐためには、被害者が相談しやすい環境を整備することが必要です。各種相談窓口における相談を通して、関係機関の職員が適切に対応し、被害者の状況に応じた支援窓口につなげることが、社会的な支援の第一歩として非常に重要です。

被害者支援においては、早期発見から相談、一時保護、自立支援に至るまで、被害者各々の状況に応じ、適切に対応することが求められます。被害者は、経済的不安や子どもの養育への不安などを抱え、加害者から逃れるために大きな決断を必要とします。被害者や周囲の人々が安心して相談できる体制、被害者の安全確保と自立に向けた支援体制を整え、暴力被害の防止と被害者の保護・支援に取り組みます。

また、DV防止法が市町村の努力義務としている配偶者暴力相談支援センターとしての機能を備える検討をすすめます。

都内各相談機関における配偶者暴力相談件数の推移



資料：東京都生活文化局調べ

(八王子市男女共同参画センターDV相談件数の推移については「資料」参照)

配偶者暴力相談支援センター

相談、一時保護、就労や住宅等自立生活のために必要な情報の提供などを行う、DV被害者支援のための拠点です。

取組内容

施策の方向 相談体制の強化

No.	取組名	概要	所管
17	被害者の早期発見と支援のための相談の実施	各相談事業における被害者の早期発見及び関係機関との連携強化により被害者支援を行います。	男女共同参画課 総務課 市民生活課 高齢者福祉課 障害者福祉課 生活自立支援課 大横保健福祉センター 東浅川保健福祉センター 南大沢保健福祉センター 保健対策課 子ども家庭支援センター 子育て支援課 教育支援課

施策の方向 被害者の安全確保のための支援

No.	取組名	概要	所管
18	被害者の安全確保のための支援	関係機関と連携、協力し被害者の安全確保を図ります。 緊急一時保護の実施及び支援 情報管理の徹底	高齢者福祉課 障害者福祉課 生活自立支援課
19	民間シェルターへの運営支援による被害者の安全確保	被害者の緊急一時保護を行う民間シェルターに対し、補助金を交付することにより、運営の安定を図り、被害者の安全確保につなげます。 民間シェルターに対する補助金の交付	男女共同参画課
20	外国人被害者のための通訳等の支援	外国人被害者の安全確保のため、関係機関と連携、協力して支援を行います。 外国人への相談に関する情報提供 外国人のための相談の実施と通訳の支援	多文化共生推進課 男女共同参画課
21	住民基本台帳事務における支援措置	被害者の安全を確保するため、住民基本台帳事務において被害者の申出に基づき、加害者からの住民票の写し等の請求を拒むことにより、支援を行います。	市民課
22	児童・生徒の安全確保と就学に関する支援	被害者の子どもの就学に関する手続きについて支援を行います。また、被害者とその子どもの情報管理を徹底します。	教育支援課

施策の方向 被害者の自立支援体制の充実

No.	取組名	概要	所管
23	被害者の就労等における支援の実施	被害者に対し、自立に向けた就労等の支援を行います。 ○就労等自立に向けた講座等の実施 ○生活の自立に向けた支援	男女共同参画課 生活自立支援課 子育て支援課
24	被害者の子育てに関する手当支給の手続きに対する支援	子どもを養育する被害者に対し、関係所管と連絡調整を行い、子育てに関する手当支給の手続きについて支援を行います。	子育て支援課
25	被害者の国民健康保険加入等の手続きに対する支援	被害者の国民健康保険加入等の手続きについて関係機関と連絡調整を行い、保険証の交付及び医療機関等の受診に支障がないよう支援を行うとともに、情報連携による個人情報漏えいを防ぐ対応を行います。	保険年金課
26	被害者の住宅に関する支援	被害者に対し、市営住宅の入居相談のほか、関係所管と連携して住宅を探すための情報提供を行います。また、一時的・緊急的に住宅に困窮する被害者に対し、その必要度に応じて市営住宅が提供できるよう関係所管との連携を強化します。	住宅政策課
27	保育所、学童保育所等の入所に関する支援	被害者が養育する子どもの保育所、学童保育所等の入所に関する支援を行います。 保育施設の入所に関する手続きの支援 学童保育所の入所に関する手続きの支援 被害者等に関する情報管理の徹底	保育幼稚園課 児童青少年課

施策の方向 配偶者暴力相談支援センター機能の検討

No.	取組名	概要	所管
28	配偶者暴力相談支援センター機能の検討	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、配偶者暴力相談支援センター機能を備える検討を行います。	男女共同参画課

施策（7）

関係機関等との連携強化

配偶者等からの暴力の防止や被害者保護、自立等の支援を適切に行っていくためには、警察や女性相談センター等関係機関が密接に連携することが必要です。被害者の状況に応じ、切れ目のないきめ細かい対応を行い、暴力被害の防止、被害者の保護と自立に向けた支援を行うため、関係機関とのさらなる連携強化を図ります。また、被害者支援を行っている民間団体との連携・協働をすすめます。

取組内容

施策の方向 関係機関等との連携による被害者支援の強化

No.	取組名	概要	所管
29	警察・女性相談センター等関係機関との連携	DV被害者支援連絡会議を通じ、情報の共有を図り、DVの防止、早期発見、被害者の自立に向けて連携を強化します。	男女共同参画課
30	DV被害者支援を行う民間団体への支援	DV被害者支援を行う民間団体に対し、活動場所の確保等の支援を行います。	男女共同参画課

[現状と課題]

男女が互いに人権を尊重し、誰もが安心して暮らせる環境をつくることは、男女共同参画社会を実現していく上で必要不可欠なことです。しかし、近年では、性の商品化の問題、セクシュアル・ハラスメント等に加え、「アダルトビデオ出演強要問題」や「JK ビジネス問題」など若年層を対象とした性暴力は多様化している実態があり、人権を侵害する深刻な社会問題となっています。また、社会や経済の急速な変化による非正規雇用やひとり親世帯の増加など、幅広い層で貧困など生活上の困難を抱える人の増加が見られます。さらに、性的指向や性自認などによる性に関する偏見や差別により、困難な状況に置かれている人がいます。

さまざまな理由から困難な状況に置かれている人が安心して暮らせるようになるためには、社会のあらゆる分野における男女共同参画の視点を踏まえて取組を進めていく必要があります。

[めざす方向]

さまざまな理由から困難な状況に置かれている人が安心して暮らせる環境をつくるため、人権を侵害する行為が生じないよう多様な性のあり方を認める考え方を含め、正しい知識の普及と理解の促進を引き続き行うとともに、困難な状況に置かれている人への支援を行います。

性的指向・性自認

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言います。性自認とは、自分自身の性別を自分でどのように認識しているかということで、「心の性」と言い換えられることもあります。

施策（８） 困難な状況に置かれている方への支援

セクシュアル・ハラスメントや性暴力などは重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。近年、これらの暴力は多様化し、被害者の多くは女性であり、その背景には、女性の性を商品化し興味本位に扱う意識が潜んでいます。また、テレビや雑誌等のメディアによる影響力は極めて大きく、中には性別による固定的な役割分担意識にとらわれたものや女性に対する暴力表現などが、性に対する誤ったイメージを作り出し社会全体に影響を及ぼすものもあります。

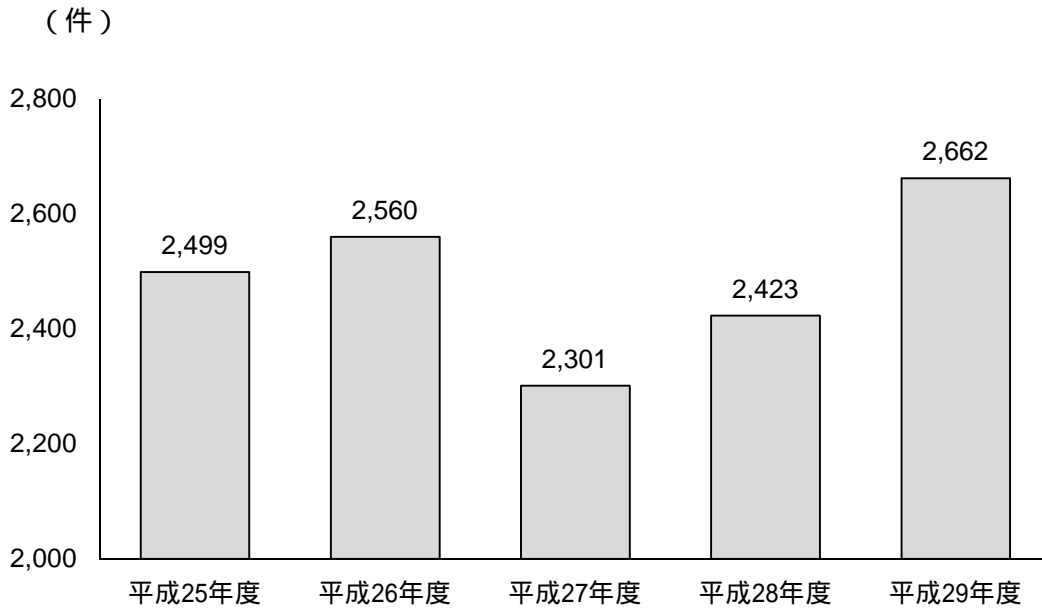
平成 29 年度市民意識・実態調査でも 55.4%の人が「メディアにおける性・暴力表現に問題がある」と回答し、「どのような点で問題があると思うか」という問いについては、「そのような表現を望まない人や子どもにも触れてしまう」が 72.6%、「社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれる」が 50.6%となっています。

また、平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査によると、ひとり親世帯のうち、母子世帯は非正規雇用労働者の割合が高く、平均年間就労収入は、父子世帯の約半分となっており、生活上困難な状況に置かれている人がいます。

さらに、人権の尊重は男女共同参画社会の前提となるものですが、性的指向や性自認を理由に困難な状況に置かれている人がいます。性による身体的な違いだけでなく、性的指向や性自認について、さまざまな個人の違いがあることを理解し、性の多様性を認め合うことが重要となります。

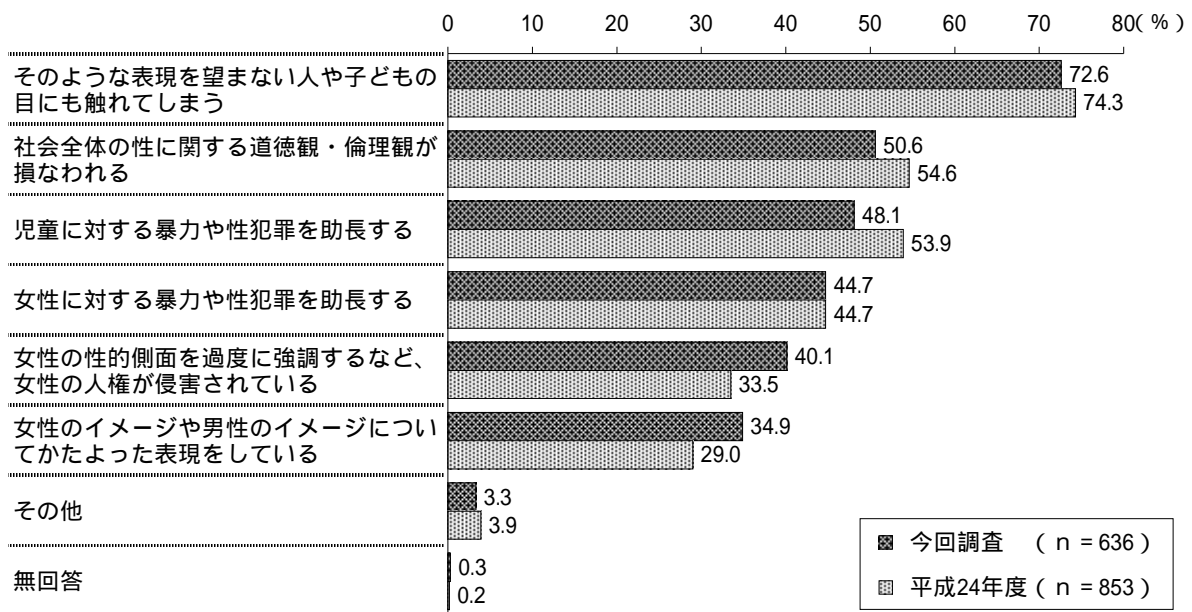
さまざまな理由から困難な状況に置かれている人が、安心して暮らしていけるよう関係機関と連携し、きめ細やかな相談・支援等を進めていくとともに、相談することを躊躇せず声を上げられるよう意識啓発や情報提供に取り組んでいきます。

女性のための相談件数



資料：八王子市男女共同参画課調べ

メディアにおける性・暴力表現についての問題点（経年、複数回答）



資料：平成 29 年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）

取組内容

施策の方向 女性のための相談の実施及び関係機関との連携

No.	取組名	概要	所管
31	女性のための相談の実施及び関係機関との連携	男女共同参画の視点に立った相談を実施するとともに、関係機関との連携を行います。 女性を抱えるさまざまな悩みや人権にかかわることについての相談の実施 生活の自立に向けた支援の実施 ひとり親家庭のための相談の実施	男女共同参画課 生活自立支援課 子育て支援課

施策の方向 性の商品化やセクシュアル・ハラスメント等性暴力の防止に向けた意識啓発と情報提供

No.	取組名	概要	所管
32	性暴力の防止及び性暴力被害から若年層を守るための意識啓発と情報提供の充実	「アダルトビデオ出演強要問題」や「JK ビジネス問題」など、若年層を対象とした性暴力防止のための意識啓発と情報提供を行います。また、青少年の性暴力被害等について青少年健全育成団体等への意識啓発と情報提供を行います。 情報紙、ホームページ等による意識啓発と情報提供 青少年育成指導員等への意識啓発と情報提供	男女共同参画課 児童青少年課
33	性の商品化やメディアリテラシー等についての意識啓発	性の商品化が人権侵害であることやメディアリテラシーについての理解を深めるための意識啓発を行います。 講座等の実施 情報紙、ホームページ等による意識啓発と情報提供	男女共同参画課
34	セクシュアル・ハラスメント等防止についての意識啓発と情報提供	セクシュアル・ハラスメント等防止のための意識啓発と情報提供を行います。 情報紙、ホームページ等による意識啓発と情報提供 職員対象のハラスメント防止研修等の実施	男女共同参画課 安全衛生管理課

メディアリテラシー

情報が流通する媒体（メディア）を使いこなす能力。メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいは、メディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のことです。

施策の方向 性の多様性を尊重する意識啓発と理解の促進

No.	取組名	概要	所管
35	性的指向・性自認についての調査・研究	性的指向・性自認などを理由に、困難な状況に置かれている方の現状及び課題を把握するための調査・研究を行います。	総務課
36	性的指向・性自認についての意識啓発と情報提供	性的指向・性自認など、性の多様性を尊重するための意識啓発と情報提供を行います。 講座等の実施 情報紙・ホームページ等による意識啓発と情報提供 職員研修等の実施	男女共同参画課 総務課 職員課

[現状と課題]

リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、女性自身が自らの体と健康に関する正しい知識を持ち、カップルや個人が子どもを産むかどうか、産むとしたらいつ、何人産むのかといった、性と生殖について自己決定する権利を持つというものであり、妊娠・出産を含む性の問題を女性の人権にかかわる問題としてとらえる考え方です。女性が自らの性に対して主体的な生き方を選ぶことができる社会が求められている中、女性は思春期から妊娠・出産期など生涯を通じて男性とは異なる特有の生理的機能を有しており、ライフステージにあわせた女性の健康づくりへの支援が必要となります。

[めざす方向]

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方に基づき、妊娠・出産や性に関する基本的な理解をはじめ、女性が生涯にわたり健康な生活をおくることができるよう、ライフステージごとの課題に応じた健康支援を行っていきます。

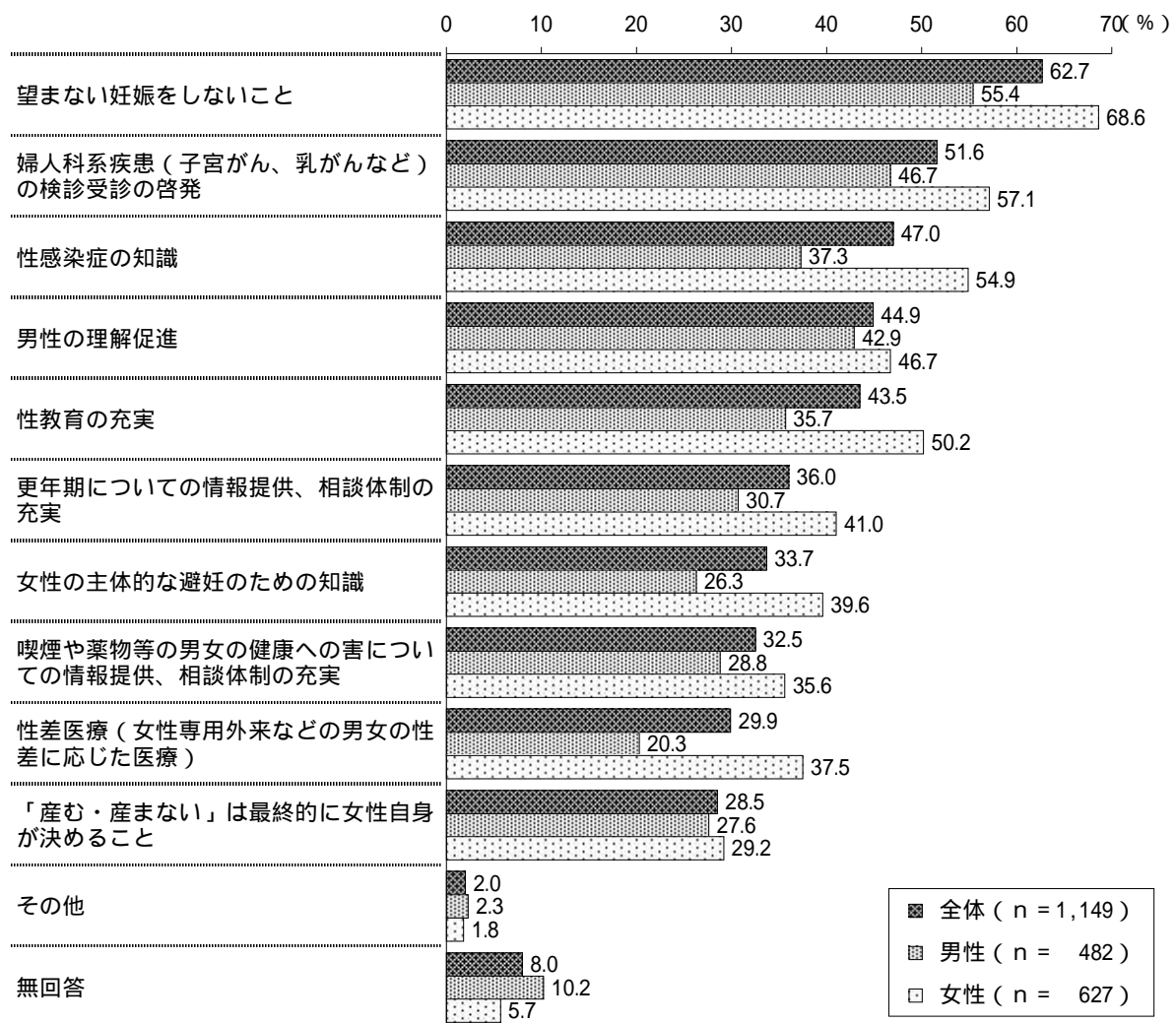
施策（ 9 ）

生涯を通じた性と生殖に関する意識啓発と健康支援

女性は思春期、妊娠・出産期、更年期などライフステージの各段階において男性とは異なる健康上の問題に直面することを、男女ともに理解することが求められます。平成 29 年度市民意識・実態調査によると、「女性の生涯を通じた健康を考えると、女性にとって重要なこと」は、「望まない妊娠をしないこと」と思う人の割合が 62.7%、「婦人科系疾患（子宮がん、乳がんなど）の検診受診の啓発」と思う人の割合が 51.6%、「性感染症の知識」と思う人の割合が 47.0%となっています。

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点に立ち、男女が互いの性を尊重できるよう意識の醸成を図るとともに女性の生涯を通じた健康支援を行います。

女性の生涯を通じた健康を考えると、女性にとって重要なこと（全体・性別、複数回答）



資料：平成 29 年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）

取組内容

施策の方向 ライフステージに応じた女性の健康支援の充実

No.	取組名	概要	所管
37	女性の健康づくりに関する普及啓発	女性の性の健康に関する理解を深めるための意識啓発と情報提供を行います。 講座等の実施 情報紙、ホームページ等による意識啓発と情報提供 健康フェスタ・食育フェスタ等のイベントを通じて女性特有の疾病についての普及啓発	男女共同参画課 健康政策課 成人健診課 大横保健福祉センター 東浅川保健福祉センター 南大沢保健福祉センター
38	女性の健康づくりに関する支援	性にかかわる健康支援及び女性特有の体の変化に応じた健康相談を行うことにより、各ライフステージにおける健康を維持できるよう支援を行います。 各種検査・検診の実施 不妊・不育に関する相談や特定不妊治療の支援	成人健診課 保健対策課

施策の方向 性にかかわる健康と妊娠・出産について小中学生への意識啓発と情報提供

No.	取組名	概要	所管
39	学習指導要領に基づいた適正な性教育の実施	適正な性教育を実施することにより、妊娠など性にかかわる健康への理解を児童期から促進します。 各学校における学習指導要領の趣旨を踏まえた性教育の実施	指導課
40	思春期からの性にかかわる健康と妊娠・出産についての意識啓発と情報提供	小学校の中・高学年の親子を対象とし、体の仕組み、妊娠や性被害予防等の理解を深めるための意識啓発と情報提供を行います。また、中学生を対象に、赤ちゃんやその家族とふれあう体験等を通して、命の大切さや妊娠・出産への理解の促進を図ります。 講座等の実施 助産師による命・妊娠・出産などに関する講義 妊婦・乳幼児親子とのふれあい等を通じた体験学習の実施	男女共同参画課 子どものしあわせ課

施策の方向 ②1 妊娠・出産にかかわる健康についての意識啓発と支援の充実

No.	取組名	概要	所管
41	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の実施	妊娠期からの切れ目のない支援のしくみとしての八王子版ネウボラの充実を図ります。 妊娠・出産等に関する相談 妊婦面談や妊娠期の母親、父親を対象とした講座等の実施 「親と子の保健バッグ」「親子の健康ガイド」の配布 産後の赤ちゃん訪問や産後ケア事業等の実施	大横保健福祉センター 東浅川保健福祉センター 南大沢保健福祉センター 子ども家庭支援センター

めざす姿3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現し、男女が安心して、いきいきと生活できる社会

重点課題6 ワーク・ライフ・バランスの実現のための意識づくり

[現状と課題]

性別や年代にかかわらずだれもが個性や能力を十分に発揮し、一人ひとりが自分らしい生き方を選択するためには、仕事だけでなく家庭生活や地域活動など、個人の時間を持つことができるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進していくことが必要です。一人ひとりが各々のライフステージにおいて、自らに合った仕事と家庭生活や地域活動などへのかかわり方を選択していくことが重要です。

ワーク・ライフ・バランスを実現するには、市民がワーク・ライフ・バランスについての理解を深めるだけでなく、事業者がワーク・ライフ・バランスの重要性を理解し、主体的に労働環境を整えるための取組をすることが必要です。

[めざす方向]

市民及び事業者に対して、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発や情報提供を行い、多様な働き方を可能とする環境づくりを推進します。また、男性の家庭生活や地域活動への参画を促進する取組をすすめます。

施策（10）

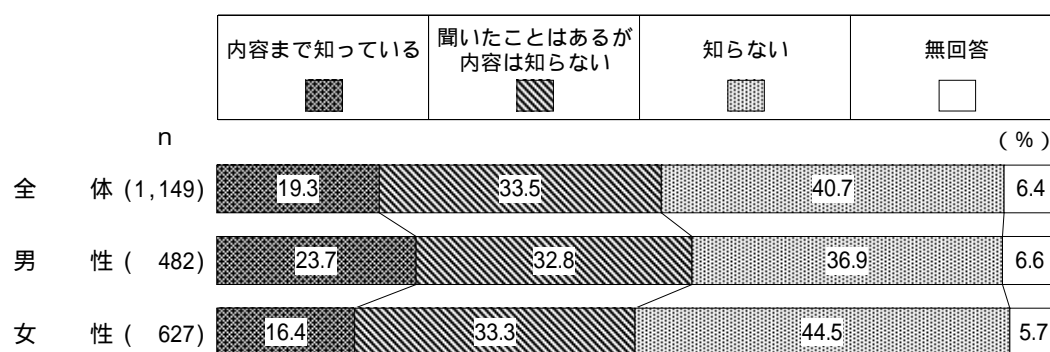
ワーク・ライフ・バランスを実現するための意識啓発

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、その重要性を市民、事業者が認識することがその第一歩となります。しかし、平成 29 年度市民意識・実態調査によると「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という言葉について「内容まで知っている」と回答した人は 19.3% となっています。また、「聞いたことはあるが内容は知らない」と「知らない」人を合わせると 74.2%と、依然としてワーク・ライフ・バランスの認知度は低い状況です。

まずは、ワーク・ライフ・バランスの考え方を市民や事業者に浸透させることが必要です。また、育児・介護休業の取得や、ハラスメント防止のため事業者への意識啓発を行い、男女が共に仕事、家庭生活、地域活動などを充実させ豊かな生活を送れるよう取り組みます。

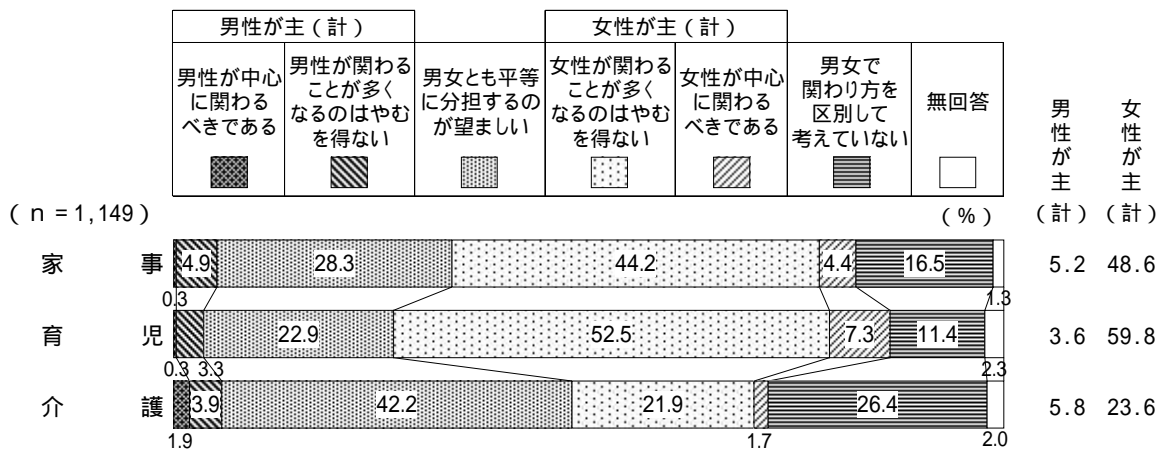
さらに、さまざまな市民サービスを行う行政において、ワーク・ライフ・バランスを推進するための意識啓発をすすめます。

「ワーク・ライフ・バランス」の認知度（全体・性別）



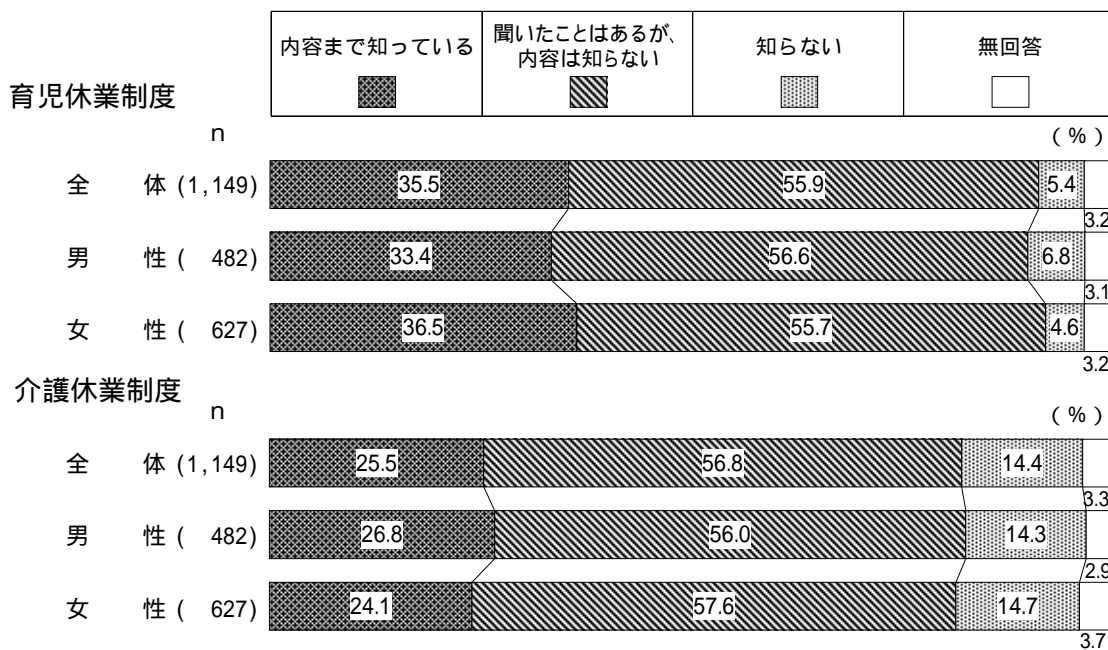
資料：平成 29 年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）

家事・育児・介護についての男女のかかわり方の考え



資料：平成 29 年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）

育児・介護休業制度の認知度（全体・性別）



資料：平成 29 年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）

取組内容

施策の方向 ⑳ 市民へのワーク・ライフ・バランスについての意識啓発と情報提供

No.	取組名	概要	所管
42	ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍を推進するための意識啓発と情報提供	市民のワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進についての理解を深めるための意識啓発と情報提供を行います。 講座等の実施 情報紙、ホームページ等による意識啓発と情報提供	男女共同参画課

施策の方向 ㉑ 事業者へのワーク・ライフ・バランスについての意識啓発と情報提供

No.	取組名	概要	所管
43	ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進のための関係法規等の周知と意識啓発	事業者を対象としたセミナー等の開催によりワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進についての意識啓発と情報提供を行います。 関係機関と連携したセミナー等の開催 事業者向けワーク・ライフ・バランス啓発パンフレット及び女性活躍推進に関する資料の作成・配布	男女共同参画課 産業政策課
44	ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍を推進する企業の紹介と支援	仕事と子育ての両立支援に取り組む企業及び女性活躍を推進する企業を紹介します。また、企業自身の主体的な取組を促進させる企業を支援します。 ワーク・ライフ・バランスを推進する企業の紹介 女性活躍を推進する企業の紹介 子育て応援企業の取組を紹介 公共調達において事業者の男女共同参画の取組を評価	男女共同参画課 子どものしあわせ課 契約課

施策の方向 ㉒ 行政におけるワーク・ライフ・バランスの推進

No.	取組名	概要	所管
45	職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	各職場において、ワーク・ライフ・バランス推進に向け取り組みます。	全 課
		全所管に対し、ワーク・ライフ・バランス推進の取組を働きかけます。	男女共同参画課 安全衛生管理課
46	育児休業及び介護休暇制度の周知と取得に向けた職場の環境づくり	育児休業及び介護休暇制度を周知するとともに、制度を利用しやすい職場環境づくりをすすめます。 ○行政情報ネットワーク等を利用した育児休業や介護休暇制度の周知 育児休業者の復職を支援する研修等の実施	男女共同参画課 労 務 課

施策（11）

男性の家庭生活や地域活動への参画促進

少子高齢化が進み、共働き世帯が増える中、男性は外で働き女性は家庭を守り子どもを育てるという生活スタイルを見直し、男女がともに家庭も仕事も支え合うことが必要です。

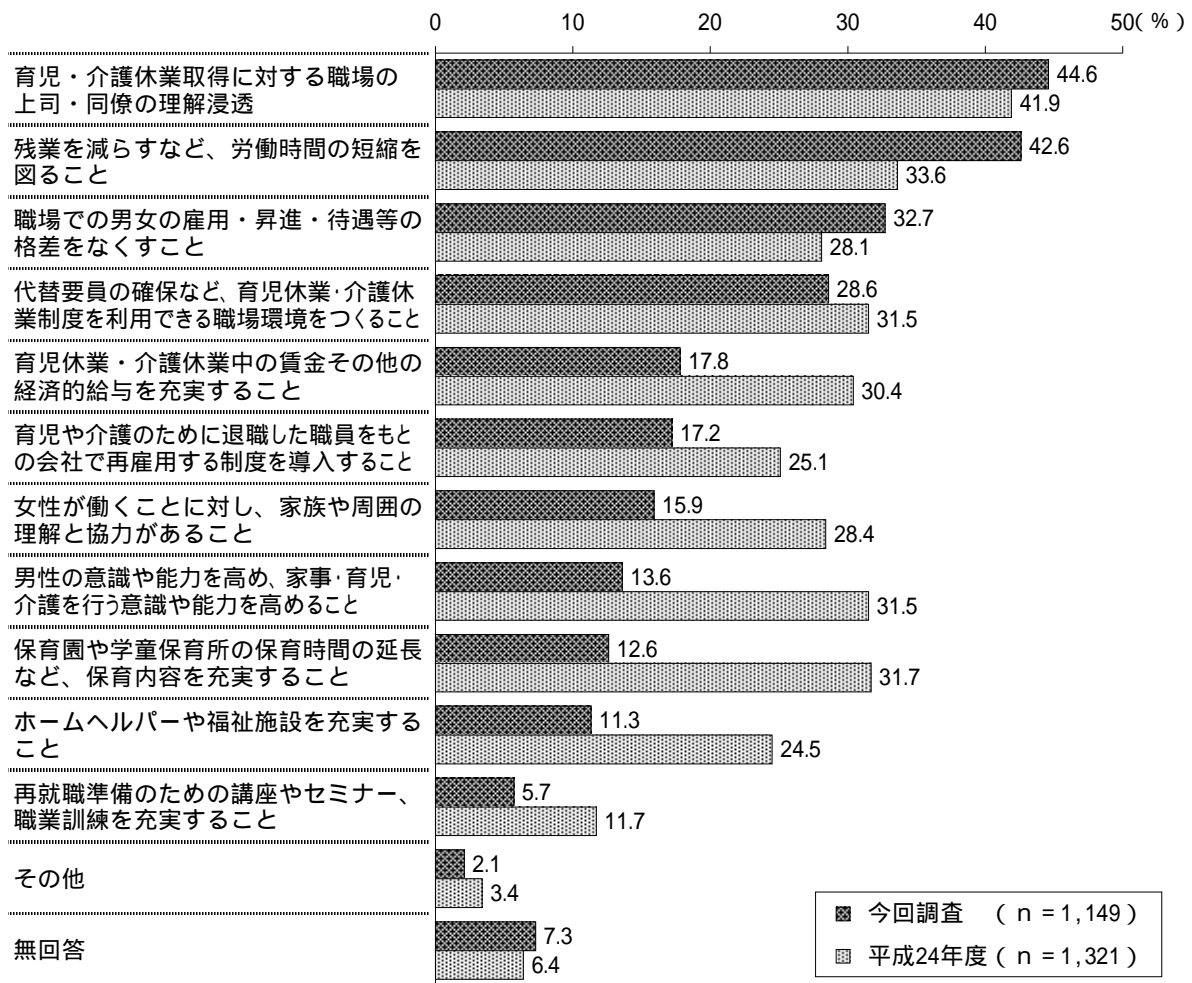
平成 29 年度市民意識・実態調査によると、「ワーク・ライフ・バランスを実現するために重要なこと」として、「育児・介護休業取得に対する職場の上司・同僚の理解浸透」と思う人の割合が 44.6%、「残業を減らすなど、労働時間の短縮を図ること」と思う人の割合が 42.6%と続いています。このことから、ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、職場環境に改善すべき点があることがわかります。一方で、「育児休業・介護休業中の賃金その他の経済的給与を充実すること」や「保育園や学童保育所の保育時間の延長など、保育内容を充実すること」は平成 24 年度市民意識・実態調査と比較すると大幅に減少しています。この背景としては、育児休業給付金等の引き上げや育児・介護休業を取得しやすくなるよう法律の改正、保育所等の受け入れ体制が充実されたことなどが考えられます。

また、「男性の意識や能力を高め、家事・育児・介護を行う意識や能力を高めること」と思う人の割合は 13.6%で、平成 24 年度市民意識・実態調査に比べ 17.9 ポイント下がっていますが、総務省の「社会生活基本調査」では 6 歳未満の子どもを持つ世帯の男性の家事・育児時間は 1 時間 23 分であり、女性は 7 時間 34 分となっています。

地域等の活動においては、平成 29 年度市民意識・実態調査によると、「グループやサークル、団体などの活動への参加に支障となること」については、「仕事が忙しい」が 25.1%と最も高く、特に男性は 32.0%となっています。

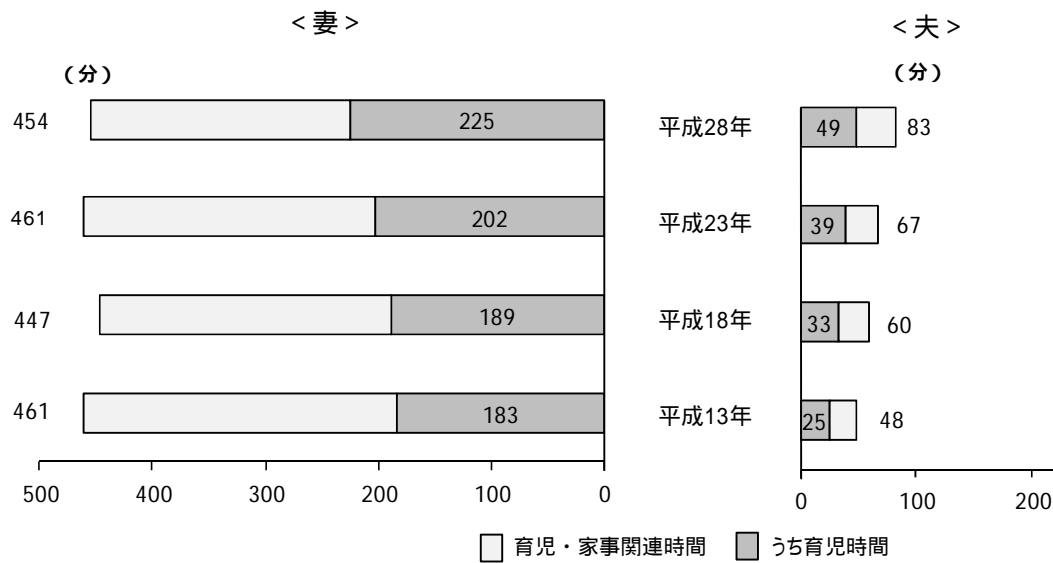
多くの男性は長時間労働により仕事を優先せざるを得ない状況の中で、男性自身がワーク・ライフ・バランスについての認識を深め、家庭生活や地域活動などに参画するきっかけとなる場を提供していきます。

ワーク・ライフ・バランスを実現するために重要なこと（経年、複数回答）



資料：平成 29 年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）

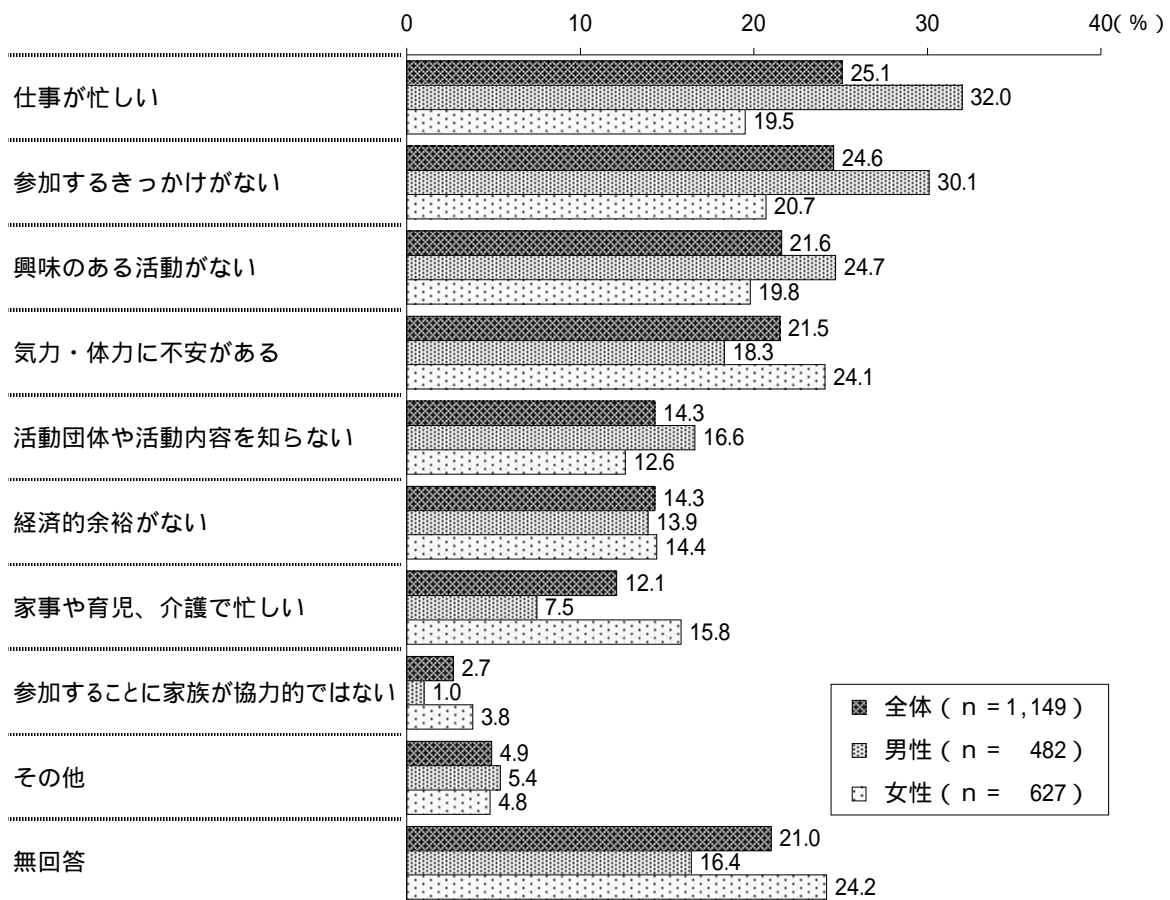
6歳未満の子どもをもつ夫婦の育児・家事関連時間について



資料：平成 28 年社会生活基本調査（総務省）

地域活動のためのグループやサークル、団体などの活動への参加に支障となること

（全体・性別、複数回答）



資料：平成 29 年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）

取組内容

施策の方向 ㊸ 男性に対する家庭生活への参画のための知識習得の推進

No.	取組名	概要	所管
47	男性に対する家事・育児・介護に関する知識習得のための講座等の実施	男性が家事・育児・介護等、家庭生活に参画するための講座等を実施します。	男女共同参画課 児童青少年課 福祉政策課
48	育児に参画するための妊娠期からの講座等の実施	妊娠期から講座等により、父親の育児参画を図ります。 妊娠期の母親、父親を対象とした講座等の実施 「父親ハンドブック」の配布	大横保健福祉センター 東浅川保健福祉センター 南大沢保健福祉センター

施策の方向 ㊹ 男性の地域活動への参画促進

No.	取組名	概要	所管
49	地域活動への参画を促すための機会の提供	男性の地域活動への参画のきっかけとなる講座等の実施や生涯学習を支援する人材の養成を行います。 地域活動に参画するきっかけとなる講座等の実施 「生涯学習コーディネーター」養成講座の実施	協働推進課 生涯学習政策課

[現状と課題]

人々の価値観やライフスタイルが多様化し、自らの望むスタイルで生活したいと考える人が増える一方、結婚や出産を機に退職する女性の割合は依然として高く、男性の仕事優先の働き方も続いています。女性の能力が仕事を通じ社会で十分に活かされないことは、女性にとっても社会にとっても大きな損失です。多様な働き方を支援するための取組のうち、子育て支援については、保育施設の待機児童は年々減少するなど、一定の効果も見られますが、女性が出産や子育ての時期に離職することなく、家庭生活と仕事を両立できるよう、子育て支援のさらなる充実が求められています。さらに、近年は仕事と介護の両立が男女ともに大きな課題となっています。今後は、子育て支援とともに介護への支援の充実や、働き続けたい女性が働き続けることができ、キャリアを形成するための環境を整備していくことが必要です。

[めざす方向]

だれもが仕事と子育て、介護、地域活動など自らの望むバランスを実現し、いきいきと生活できるよう、子育て、介護などへの支援を充実して、多様な働き方を可能とする環境整備を推進します。

施策（12）

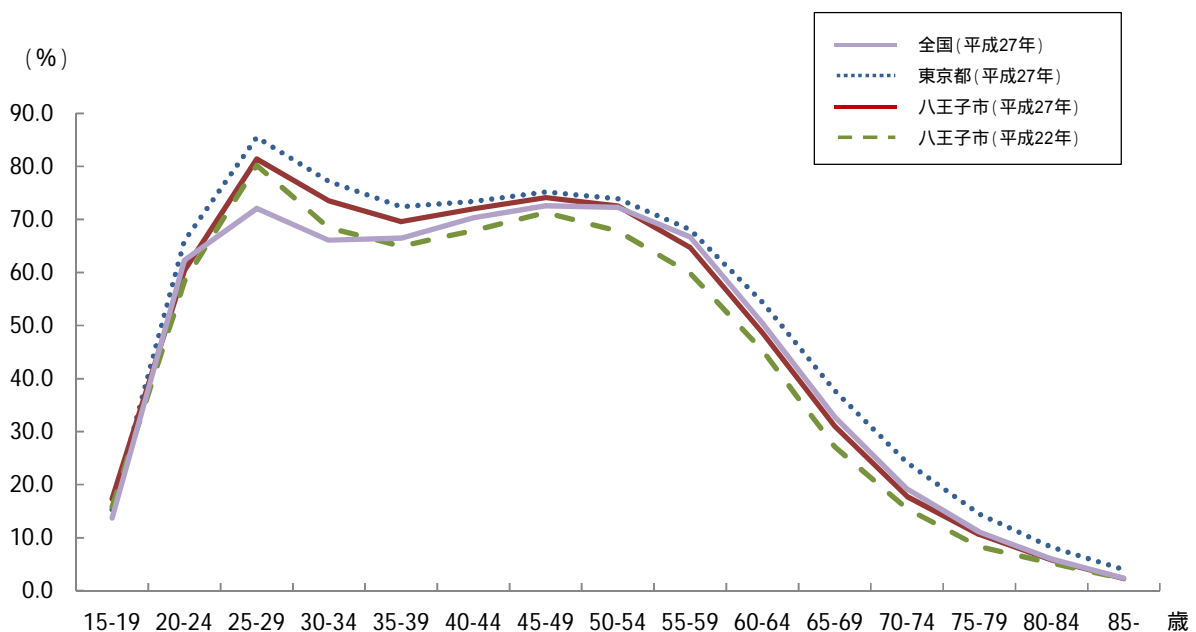
多様な働き方を支援するための環境の整備

男女がともに仕事と子育て、介護、地域活動など自らの望むバランスを実現し、充実した生活を送るためには、多様な働き方を支援するための環境の整備が欠かせません。

平成 27(2015)年に実施した国勢調査によると、本市の女性の年齢別労働力率は、平成 22(2010)年よりも各年代で上昇しており、30 歳代でもっとも低くなる M 字型曲線のカーブはゆるやかになってきていますが、いまだ出産や子育てによって離職する女性が多い現状です。一方で、平成 29 年度市民意識・実態調査によると、「子どもができて、ずっと職業を持ち続ける方がよい」と考える人の割合は、全体で 42.4%で、性・年代別で見ると女性 20 歳代では 62.9%、30 歳代では 51.7%と高くなっています。女性が出産や子育ての時期に離職することなく、家庭生活と両立しながら働き続けるためには、子育てや介護サービスの充実が必要です。また、介護は女性だけの問題ではなく、近年は介護を理由に離職する男性も増えています。平成 29 年度市民意識・実態調査でも、「男女共同参画社会を形成していくため、今後、市が力を入れるべきこと」として「男女がともに仕事と家庭生活を両立できるような支援策として保育・介護などのサービスを充実する」と回答した人の割合が 68.9%ともっとも高くなっています。

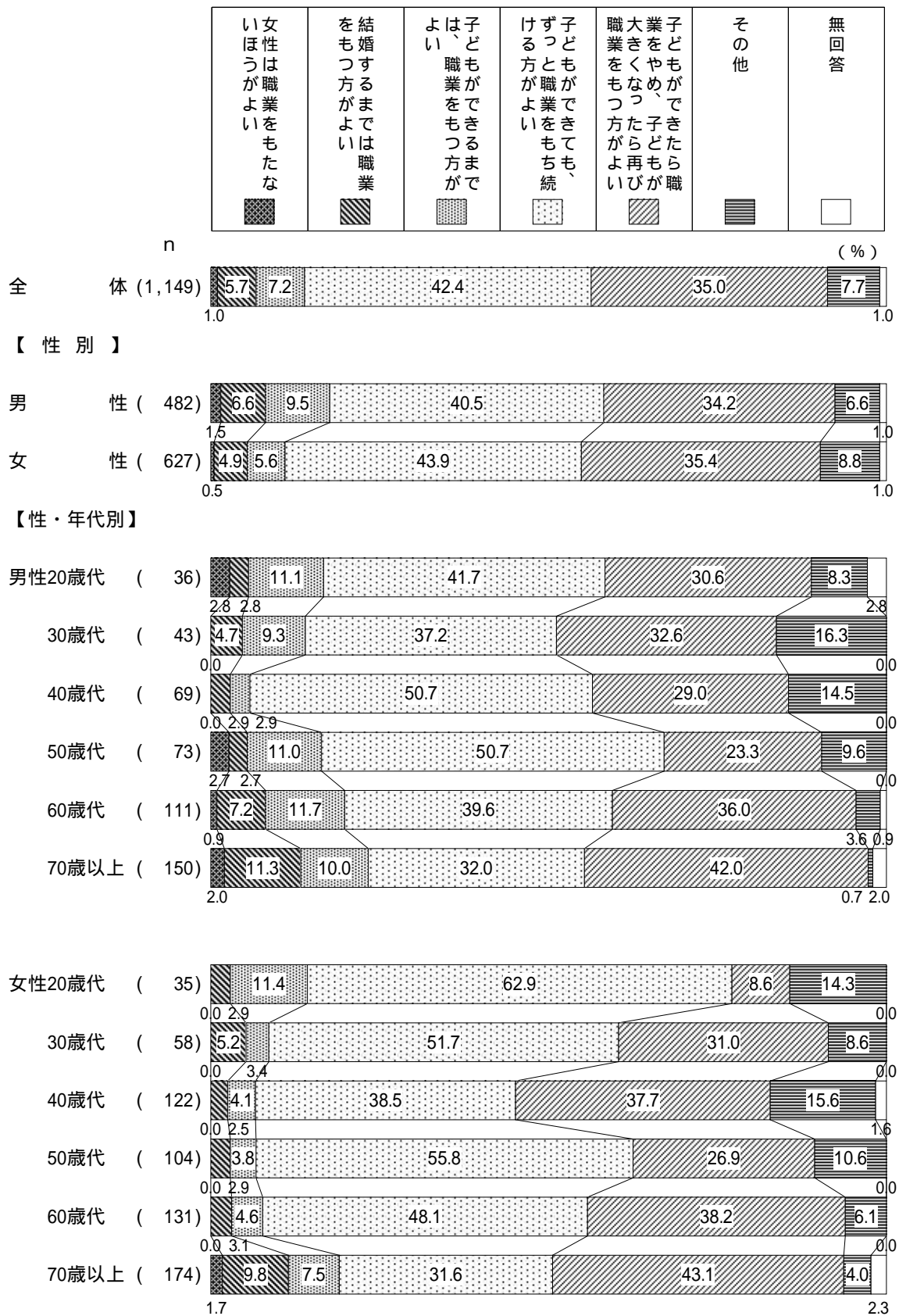
子育て支援、介護への支援等、多様な働き方を支援するための環境を整えます。

女性の年齢別労働力率（全国・東京都・市）



資料：国勢調査（平成 27・22 年）

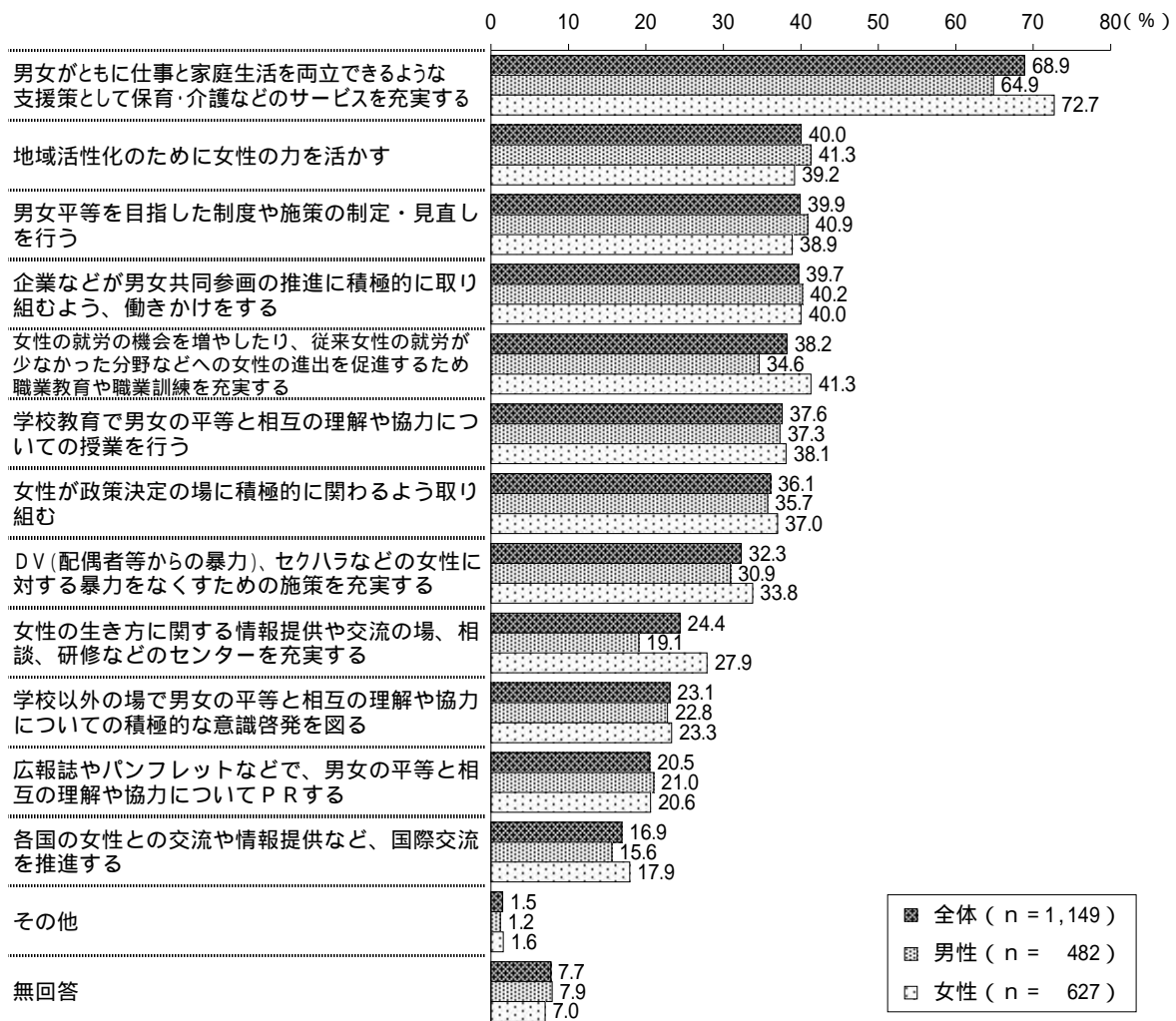
女性が職業を持つことについての意識（全体・性別・性年代別）



資料：平成 29 年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）

男女共同参画社会を形成していくため、今後、市が力を入れるべきこと

(全体・性別、複数回答)



資料：平成 29 年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）

取組内容

施策の方向 ㉗ 子育て支援の充実

No.	取組名	概要	所管
50	保育所等の受け入れ体制の充実	保護者が安心して子育てをしながら働くことができるよう、安全な保育環境を整備します。 安全な保育環境の確保 子どもを産み育てやすい環境の充実	子どものしあわせ課
51	障害児保育、一時保育、病児病後児保育の充実	保護者が安心して子育てをしながら働くことができるよう、保育サービスの充実を図ります。 障害児保育の実施 一時保育の実施 病児病後児保育の実施	保育幼稚園課
52	ファミリー・サポート・センター事業の実施	地域での育児の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業により、子育て支援を行い、保護者と子どもの生活の安定を図ります。	子ども家庭支援センター
53	子どものためのショートステイ、トワイライトステイの充実	保護者の疾病、仕事等により一時的に子どもの養育が困難な状況となった場合に、子どもを宿泊を伴って預かるショートステイや夕方から夜間に預かるトワイライトステイにより、保護者と子どもの生活の安定を図ります。 ショートステイ、トワイライトステイの利用促進	子ども家庭支援センター
54	学童保育所等の受け入れ体制の充実	学童保育所等の受け入れ体制を強化し、児童の居場所を確保することにより子育て支援を行います。 緊急時の保育等、学童保育の充実	児童青少年課
55	親子ふれあい広場、親子つどいの広場の充実	「親子ふれあい広場」「親子つどいの広場」の利用を通し、子育て支援を行います。 養育に対する助言 父親の育児への積極的参加の促進	子ども家庭支援センター
56	ひとり親家庭の就労に向けた支援の実施	経済的に厳しい状況に置かれることの多いひとり親家庭の生活安定と社会的自立を支援します。 ひとり親家庭の就労に向けた講座等の実施 ハローワークと連携した就労支援や、就労に結びつく可能性の高い資格取得に向けた給付金の支給による自立に向けた支援	男女共同参画課 子育て支援課
57	ひとり親家庭ホームヘルパーの派遣	日常生活を営むのに著しく支障のあるひとり親家庭に対し、ホームヘルパーの派遣を行い、生活の安定を支援します。	子育て支援課

施策の方向 ⑳ 介護への支援の充実

No.	取組名	概要	所管
58	介護に関する知識の普及	働く男女が安心して仕事と介護を両立できるよう、介護サービスについての知識の普及に努め、介護に関する知識や技術の向上を図ります。 はちおうじ出前講座や講演会の実施 広報やパンフレットによる周知 家族介護教室等の開催	高齢者福祉課 介護保険課
59	高齢者、障害者のためのショートステイ、緊急一時保護の実施	介護者の疾病や冠婚葬祭等、一時的に介護が困難な状況となった場合に、ショートステイや緊急一時保護により、高齢者、障害者と家族の生活の安定を図り、介護者の負担を軽減します。 高齢者緊急一時保護事業の実施 高齢者の生活支援ショートステイの実施 心身障害者（児）認定短期入所の実施 心身障害者（児）の日中一時支援の実施 心身障害者（児）の緊急一時保護の実施	高齢者福祉課 障害者福祉課
60	自立支援及び介護予防の促進	高齢者が要介護状態とならず自立した生活がおくれるよう、介護予防の意識づくりをすすめるとともに、健康を維持するための支援を行います。 介護予防教室の開催 家族介護者教室の開催 自立した生活機能維持のための介護予防の普及啓発の実施	高齢者いきいき課 高齢者福祉課 大横保健福祉センター 東浅川保健福祉センター 南大沢保健福祉センター

施策の方向 ㉑ 出産・子育て、介護等のために離職した女性への就労支援

No.	取組名	概要	所管
61	就労支援のための講座等の実施と情報提供	出産・子育て、介護等のために離職した女性の就労につながる知識の習得や意識向上を図ります。 再就職等をめざす女性を対象としたセミナーや講座等の実施 チラシやパンフレットによる情報提供	男女共同参画課 産業政策課
62	女性の起業への支援	起業をめざす女性に対する支援を行います。 女性の起業に向けた講座等の実施 創業塾等による創業支援 資金面による創業支援	男女共同参画課 産業政策課 企業支援課
63	八王子しごと情報館での情報提供と就労支援	就労を希望する女性に対し、八王子しごと情報館において、ハローワークと連携して情報提供と就労のための支援を行います。 しごと情報館相談員による職業相談の実施 子育て中の女性が利用しやすい環境の提供	男女共同参画課 産業政策課

施策の方向 ③⑩ 女性の就業継続やキャリア形成の促進

No.	取組名	概要	所管
64	女性の就業継続やキャリア形成の促進への支援	<p>事業者や働きたい女性を対象としたセミナー等の開催により女性の就業継続やキャリア形成を支援します。</p> <p>働いている女性向けにスキルの向上やキャリア形成を促すための講座等の実施</p> <p>関係機関と連携したセミナー等の開催</p>	<p>学園都市文化課</p> <p>男女共同参画課</p> <p>産業政策課</p>

男女共同参画の推進

本市は、平成 27 年 4 月に中核市に移行し、地域の実情に合わせた自立した行政運営を行う中で、社会情勢の変化やこれに伴う市民からの要望等に対して、地域の実情を踏まえた幅広い検討を行い、課題を整理していくことが必要となってきます。

このような状況を踏まえて、男女共同参画社会の実現に向け、市職員一人ひとりの男女共同参画の視点に立った取組や市民との協働により、「第 3 次プラン 2019 改定版」の施策をより一層推進していきます。

(1) プランの進行管理

「第 3 次プラン 2019 改定版」については、年度毎に、各所管課の取組の実績とその成果を評価し、次年度以降の施策に反映させていきます。評価に当たっては、学識経験者、公募市民等で構成された八王子市男女共同参画施策推進会議において、意見又は助言を求めています。

取組	所管
八王子市男女共同参画施策推進会議による事業への意見又は助言 事業評価結果の公表	男女共同参画課

(2) 男女共同参画センターの運営

男女共同参画施策推進の拠点である「男女共同参画センター」のさらなる周知を図るとともに、男女共同参画の視点に立った講座や相談業務等を実施し、より効果的に事業を展開します。

取組	所管
男女共同参画センター及びセンター事業の周知・情報発信 学習、交流の機会の提供 相談事業の実施 情報の収集と提供 学習、相談等における託児の実施 調査、研究の実施	男女共同参画課

(3) 国・東京都等との連携

男女共同参画社会の実現に向けた課題には、市だけでは解決できないものが多く存在しており、法や制度の整備に向け、国や東京都との連携を図ります。また、他自治体との情報共有を図ります。